

油濁損害賠償保障法施行規則の一部改正について

平成16年8月
海 事 局

I. 背 景

我が国沿岸において、タンカー以外の船舶（以下「一般船舶」という。）による油濁損害の賠償や座礁した一般船舶の撤去が適切に行われない事態が発生していることを踏まえ、我が国に入港する一般船舶について、新たに油濁損害の賠償等に係る保障契約の締結を義務付けることにより、被害者保護を充実させること等を目的とする「油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律」が本年4月14日に成立しました（平成16年法律第37号）。

また、同法では、平成14年にスペイン沖で発生したプレステージ号事故など、現在の国際基金による補償限度額を超えると見込まれる大規模なタンカー油濁事故が発生していることに鑑み、平成15年5月に追加的な国際基金の設立を目的とする「1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の2003年の議定書」（以下「追加基金議定書」という。）が採択されたことから、我が国においても追加基金議定書に対応した措置を講じました。

このため、本法改正に基づく省令委任事項を定めるために本省令を改正する必要があります。

II. 改正の概要

(1) 一般船舶保障契約証明書に関する規定の整備

一般船舶保障契約証明書（法第39条の6において準用する法第17条に規定する保障契約証明書に相当する書面）に係る交付・再交付申請等について、所要の規定を整備することを検討しています。

① 交付・再交付等の申請

申請にあたっての主な記載事項は次のとおりです。

- ・ 船名などの情報
- ・ 保障契約の種類、期間、担保額並びに燃料油油濁損害賠償及び船体撤去費用をカバーしているかどうか
- ・ 保険者等に関する情報

② 証明書の有効期間

保障契約の保障期間の開始日から、同期間が満了する日までの期間（1年間を上限とする。）

(2) 入港通報に関する規定の整備

我が国に入港する外航船舶（タンカーを含む）が行う通報の実施時期、通報事項等について所要の規定を整備することを検討しています。

①通報の方法

入港を予定する日の前日の正午までに、入港する港を管轄する地方運輸局へ通報することとします。入港予定日の前日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日）にあたる場合は、その直前の休日でない日とします。東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に入域する場合も同様です。

②主な通報事項

- ・船名など
- ・入港予定の港名、予定日時
- ・所有者等の氏名、住所等
- ・証明書の番号、又は保険者等の氏名並びに保障契約の証書番号、有効期間、燃料油油濁損害・船体撤去費用をカバーする保障契約となっているか及び保障限度額
- ・過去一年間の本邦への入港実績

(4)その他所要の改正

上記の他、主に次の事項について、規定の整備、修正等を行うことを検討しています。

- ①一般船舶保障契約証明書に関する発行手数料を定めるとともに、タンカーに関する保障契約証明書の発行手数料の定期的見直しを併せて実施します。
- ②法に基づく保障契約の締結を証する書面として、一般船舶保障契約証明書交付申請書の記載事項のうち所要の事項であって保障契約の契約書に記載されていない事項を証するに足りる書面とします。
- ③立入検査、保障契約締結命令等に係る大臣権限を地方運輸局長に委任します。
- ④題名の改正をします。
- ⑤本法を実施するための所要の組織関係法令の見直しを行います。

Ⅲ. 施行予定日

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行日（平成17年3月1日）から施行することを検討しています（ただし、一般船舶保障契約証明書に関する規定及び組織関係法令の一部改正は平成16年12月1日より、また、保障契約証明書の手数料の改正は平成17年4月1日より施行）。